

会 議 録

- 1 会議の名称 平成29年 第5回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 平成29年7月25日(火) 午前11時00分から午前11時20分
- 3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 教育委員 鳥居 進、中村弘司、太田たみ子、中原 緑
教育長 大橋慶士
 - (2) 執行機関 (事務局) 教育総務課長 森下育昭
教育総務課課長補佐兼管理主事 宮島明利
教育総務課指導主事 和田美代史
 - (3) その他 なし
- 5 議 題 議案第24号 川根本町立小学校において使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について
議案第25号 若者交流センター条例の一部を改正する条例について
議案第26号 若者交流センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 6 会議資料の名称 議案第24号～第26号
- 7 発言の内容

教育長 前回の会議録について、出席した鳥居委員、中村委員、太田委員、中原委員の承認を求めます。

前回の会議録について承認し、署名することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

【教育長あいさつ】

教育長 本日は大変お忙しい中、平成29年第5回の教育委員会にご出席いただきありがとうございます。よろしくお願いたします。

【議 事】

教育長 　ただ今の出席者は5名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。

　よって、平成29年第5回川根本町教育委員会は成立いたしますので、これより会議を開会いたします。

　議事日程は、お手元に配付のとおりです。

教育長 　会議の公開及び会議録の公表についてお諮りします。

　本教育委員会議における、議案第24号 川根本町立小学校において使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択については、公開時期を平成29年9月1日以降とするよう県から指示がありましたので、平成29年9月1日以降の公開としたいと思います。

　ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 　それでは、議案第24号 川根本町立小学校において使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択については、本日の出席者の3分の2以上の同意を得ましたので、公開時期を平成29年9月1日以降の公開としたいと思います。

　なお、会議録等につきましても、平成29年9月1日以降の公開とすることで、ご承知願います。

教育長 　それでは、議事に入ります。議案第24号「川根本町立小学校において使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 　それでは、議案第24号「川根本町立小学校において使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について」を説明いたします。

　学校教育法に定める小学校、中学校等の教科用図書の無償給付は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき行われています。

　制度の概要は、

- ① 国は、児童、生徒の使用する教科用図書を購入し、無償で給付する。
（日本国憲法・第26条）
- ② 県教育委員会は、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施のため、市町村教育委員会の事務について、適切な指導、助言を行う。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律・第13条第1項）
- ③ 県教育委員会は、教科用図書採択地区を設定する。
- ④ 採択地区が二以上の市町村の地域をあわせた地域であるときは、当該採

択地区内の市町村教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律・第13条第4項及び第5項)

- ⑤ 同一教科用図書を採択する期間は、4年間と定められている。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第3項)ただし、今回の採択期間については、学習指導要領の改訂等に伴い2年間とする。

となっています。

つきましては、平成30年度から平成31年度までの2年間、小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択にあたり、牧之原市教育委員会、吉田町教育委員会、牧之原菊川市学校組合教育委員会及び川根本町教育委員会で、「榛原地区教科用図書採択連絡協議会」を設置し、教科用図書の採択に関する事務を共同で行い、採択案をまとめました。

それでは、採択案をお示ししますので、よろしくご審議願います。

(各委員に対し、採択案を提示)

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり決定することで異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第24号「川根本町立小学校において使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について」は、原案のとおり採択することとします。

教育長 次に、議案第25号「川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第24号「若者交流センター条例の一部を改正する条例について」を説明いたします。

今回の改正は、若者交流センターにおいて、川根本町学習塾を開設するよう改正するもので、第7条においては、施設の利用者について規定しており、「川根本町学習塾塾生」を追加するものです。

第9条においては、施設で実施する事業について規定しており、「川根本町学習塾」を追加するものです。

第11条においては、使用料について規定しており、川根本町学習塾により使用する場合に、使用料を無料とするように改正を実施するものです。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり決定することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第25号「若者交流センター条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり承認することとします。

教育長 次に、議案第26号「川根本町若者交流センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第26号「川根本町若者交流センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を説明いたします。

今回の改正は、若者交流センターにおいて、川根本町学習塾を開設するよう改正するもので、第3条においては、施設の使用の申請について規定しており、「川根本町学習塾」により個室以外の施設を使用する場合の使用申請を不要とするよう改正を実施するものです。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり決定することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第26号「川根本町若者交流センター条例施行規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり承認することとします。

本日の日程は終了しました。以上をもちまして、平成29年第5回川根本町教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記に相違ないことを確認する。

教育長 大 橋 慶 士